

2025.12.12(金) 18時開催

公開学習会

従業員と経営を守るために

今日から始めるカスハラ対策

東京弁護士会「性の平等に関する委員会」労働プロジェクトチーム



カスハラとは？

——顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、
不当な要求等の著しい迷惑行為をいいます。

カスタマーハラスメント（カスハラ）は、従業員に過大なストレスを与え、企業の経営にも損失を与える可能性があります。事業主はカスハラを防止するために雇用管理上の措置を講ずることが義務づけられます。本公開学習会では、東京都条例、労働施策総合推進法の解説のほか、現場でできるカスハラ対策や、業界ごとに注意すべきポイントを分かりやすく解説します。

第1部

基調講演：講師 内藤忍氏

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
多様な人材部門副主任研究員（労働法専攻）



講演テーマ

- 東京都カスタマーハラスメント防止条例
- 労働施策総合推進法の事業主のカスタマーハラスメント防止措置義務 等

第2部

労働プロジェクトチーム弁護士が 法令・対策・業界別ポイントを解説

- カスハラを受けた場合の対応
- 取引先・利用者からのセクハラ・SOGIハラ
- 業界別の起こりやすいカスハラとその対応 ほか

東京弁護士会「性の平等に関する委員会」労働プロジェクトチーム：カスハラ対策の研修講師の他、書籍『今日から始めるカスハラ対策Q&A100』（2025年12月発売）の執筆等に從事

開催概要・申込み

日時：2025年12月12日（金）18時～

場所：弁護士会館5階502号DEF会議室（Zoom開催あり）

参加費：無料

参加方法：右図二次元バーコードから事前申込制（12月9日(火)〆切）

弁護士会階アクセス

東京メトロ丸の内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」

B1-b出口直通、A1出口から徒歩2分 C1出口から徒歩3分



※Zoom参加の場合は事前に
Zoomアプリをインストールしてください

問い合わせ先：東京弁護士会人権課

東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL 03-3581-2205